

年 月 日

長岡市長 様

長岡市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（就職活動交通費支援金）

長岡市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
所属大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
就職活動日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

※費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙1「地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「地方就職学生支援事業に係る個人情報情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
卒業後、上記内定企業に就職し、長岡市に移住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
申請日から5年以上継続して、長岡市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
該当する経費について、新潟県が実施する「U・Iターン学生就職面接等交通費助成事業」の申請状況		A. 申請していない		B. 申請している

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職支援金の支給対象となりません。

添付書類

- ☐ 写真付き本人確認書類の写し
- ☐ 卒業・修了証明書又は在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。）
- ☐ 就職活動等にかかる交通費の領収書

※交通系ICカードや新幹線のネット予約等により交通費の領収書が発行されない場合は、移動した日付、区間、金額がわかる利用明細等も可とする。

- ☐ 就業先企業からの証明書（新規採用、内定日、対象経費の支給有無等）
- ☐ 移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書等）
- ☐ 支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び長岡市から調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、長岡市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) (在学中に交通費を申請する場合)
支援金の申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) (在学中に交通費を申請する場合)
支援金の申請から1年以内に長岡市に転入しなかった場合：全額
(ただし、申請時に既に長岡市に住民票がある場合を除く)
 - (4) 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞した場合：全額
(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)
 - (5) 長岡市への転入日から3年未満に長岡市から転出した場合：全額
 - (6) 長岡市への転入日から3年以上5年以内に長岡市から転出した場合：半額

第 1 号様式 別紙 2

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

長岡市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、長岡市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長岡市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。